広島県告示第三百九十四号

平成十七年広島県告示第千三百号（広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十日

広島県知事　横　田　美　香

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

一　（略）

港湾名	港湾施設	港湾施設の名称	位置
広島港	（略）	（略）	（略）
	臨港交通施設	（略）	（略）
		昭北新開駐車場	（略）
		五日市プレジャーボートスポット駐車場	広島市佐伯区海老山南二丁目六番
	（略）	（略）	（略）
（略）			
福山港	（略）	（略）	（略）
	荷さばき施設	箕島コンテナヤード荷さばき地	（略）
		箕島コンテナターミナル荷さばき地	福山市箕沖町一一番同一一番地先
	（略）	（略）	（略）

二　（略）

港湾名	港湾施設	港湾施設の名称	位置
広島港	係留施設		
		坂プレジャーボートスポット	（略）
	臨港交通施設	（略）	（略）
		坂なぎさ公園駐車場	（略）
	（略）	（略）	（略）

改正前

一　（略）

港湾名	港湾施設	港湾施設の名称	位置
広島港	（略）	（略）	（略）
	臨港交通施設	（略）	（略）
		昭北新開駐車場	（略）
	（略）	（略）	（略）
（略）			
福山港	（略）	（略）	（略）
	荷さばき施設	箕島コンテナヤード荷さばき地	（略）
	（略）	（略）	（略）

二　（略）

港湾名	港湾施設	港湾施設の名称	位置
広島港	係留施設	五日市プレジャーボートスポット	広島市佐伯区五日市港三丁目
		坂プレジャーボートスポット	（略）
	臨港交通施設	（略）	（略）
		五日市プレジャーボートスポット駐車場	広島市佐伯区海老山南二丁目三
		坂なぎさ公園駐車場	（略）
	（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）